

## 女子栄養大学動物実験指針

### (目的)

1. この指針は、女子栄養大学動物実験倫理委員会規程に基づき、本学園における動物実験が科学的かつ倫理的に問題なく実施されることを目的として定める。

### (適用範囲)

2. この指針は、本学園において飼育される全ての実験用動物を対象とし、実施される全ての動物実験に適用される。この指針でいう実験用動物とは、本学園で実験用に生産・育成あるいは導入された哺乳動物を指し、動物実験とは実験用動物を利用して実施される教育・研究にかかわる実験をいう。

### (実験計画)

3. 動物実験にさいしては、国際的な動物実験等の理念である3R(Replacement:代替法の利用、Reduction:必要最少数の動物の使用、Refinement:苦痛の軽減)を十分考慮に入れて計画・立案せねばならない。
4. 実験目的に応じて適切な動物を選択し、実験の範囲を最小限度にとどめ、実験を適正に実施しなければならない。特に実験過程で倫理上の問題が生じないように十分留意し、予測される問題点に関しては予め実験動物倫理委員会の意見を求めなければならない。

### (実験用動物の飼育管理及び動物実験の実施)

5. 実験用動物の生産・育成・導入にあたっては、適正な飼育設備、環境条件を準備し、必要に応じて検疫を行わねばならない。
6. 本学における動物実験は、動物実験センター(以下、センターとする)において実施するものとし、センター以外で実験用動物を飼育してはならない。
7. センターに実験用動物を導入する時は、原則として1ヶ月前に『動物実験実施届』に動物種、飼育数、飼育期間その他必要な事項を記載し、動物実験倫理委員会委員長およびセンター管理担当者に届け出ることとする。
8. 動物実験のためのセンターの使用に関しては別に定める要綱によるものとする。
9. 病原因子、ラジオアイソトープ等を用いた動物実験はセンター内では原則的に行うことは出来ない。この種の実験に関しては、動物実験倫理委員会の助言をうけてセンター以外の適切な実験施設で研究室責任者の管理下で実験を行い、汚染防止に留意しなければならない。
10. 遺伝子操作された実験用動物の導入および実験用動物の遺伝子操作に関する実験に関しては、組換えDNA実験安全委員会の承認をえて、これを動物実験倫理委員会に7項の書式に基づいて届出て承認をえるものとする。
11. 実験用動物の飼育管理及び動物実験は、本学園に所属する教員あるいはその指示を受けた者によらねばならない。
12. 各研究責任者は、飼育・実験担当者に対して飼養・実験等に関する適正な知識・技術を教育・訓練した上で実験に当たらせねばならない。
13. 実験処理(拘束、投与、手術、殺処分等)にあたっては、動物の苦痛の防止・排除に最大限の努力を払わねばならない。

### (その他)

14. 動物実験の実施にあたっては、実験動物の飼養及び保管等に関する基準(昭和55年総理府告示第6号)および動物の処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)、動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法、平成17年6月改正)等の基準、指針、法律の趣旨に添うように努めねばならない。
15. 動物実験倫理委員会は、12項等に関して年に1度教育等の機会を設ける。
16. この指針は女子栄養大学動物実験倫理委員会(平成11年12月、18年5月)において承認されたものである。